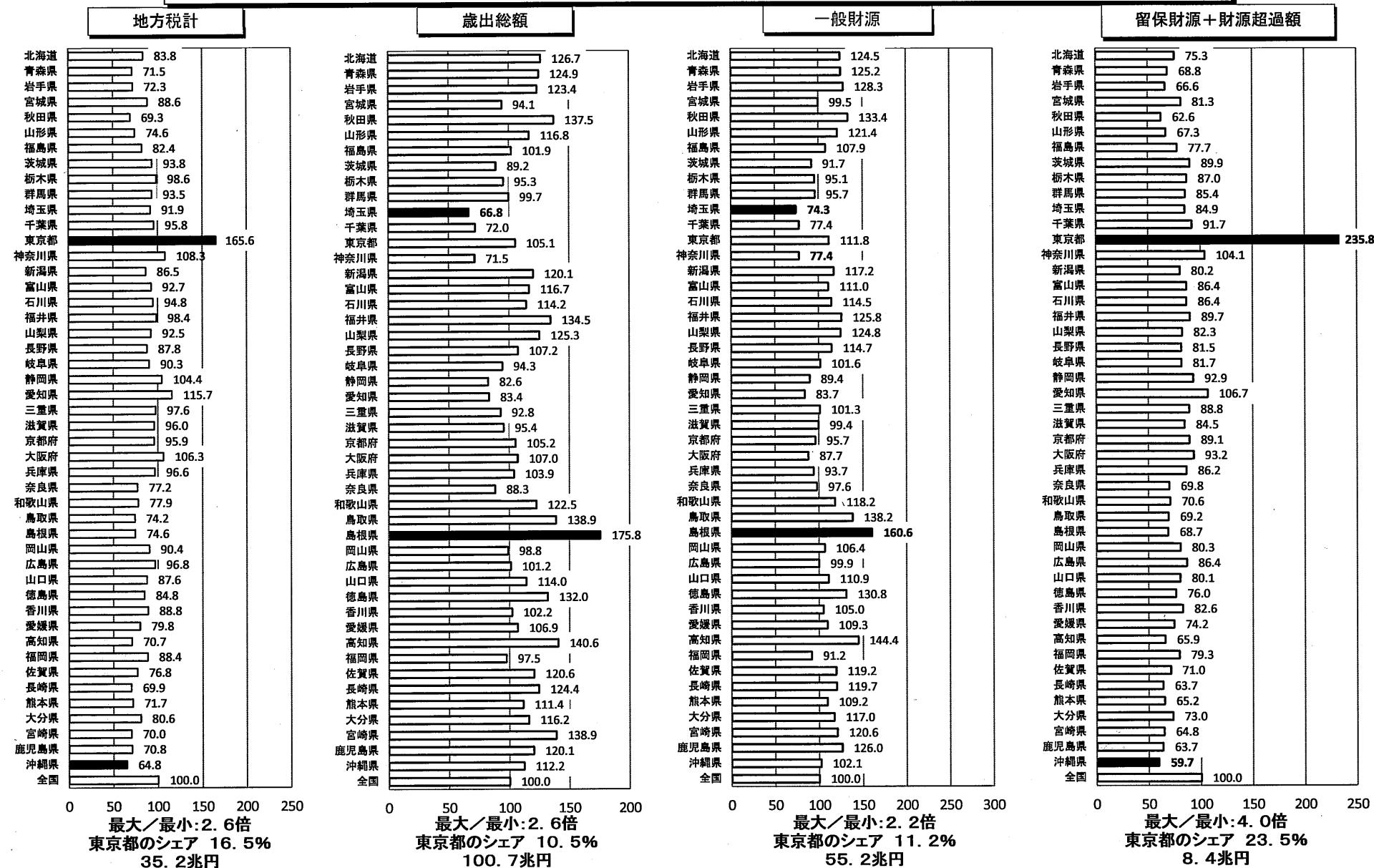


(資料2)

各都道府県の税財源の 状況について

人口一人当たりの税収等(県・市町村分合計) (平成22年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

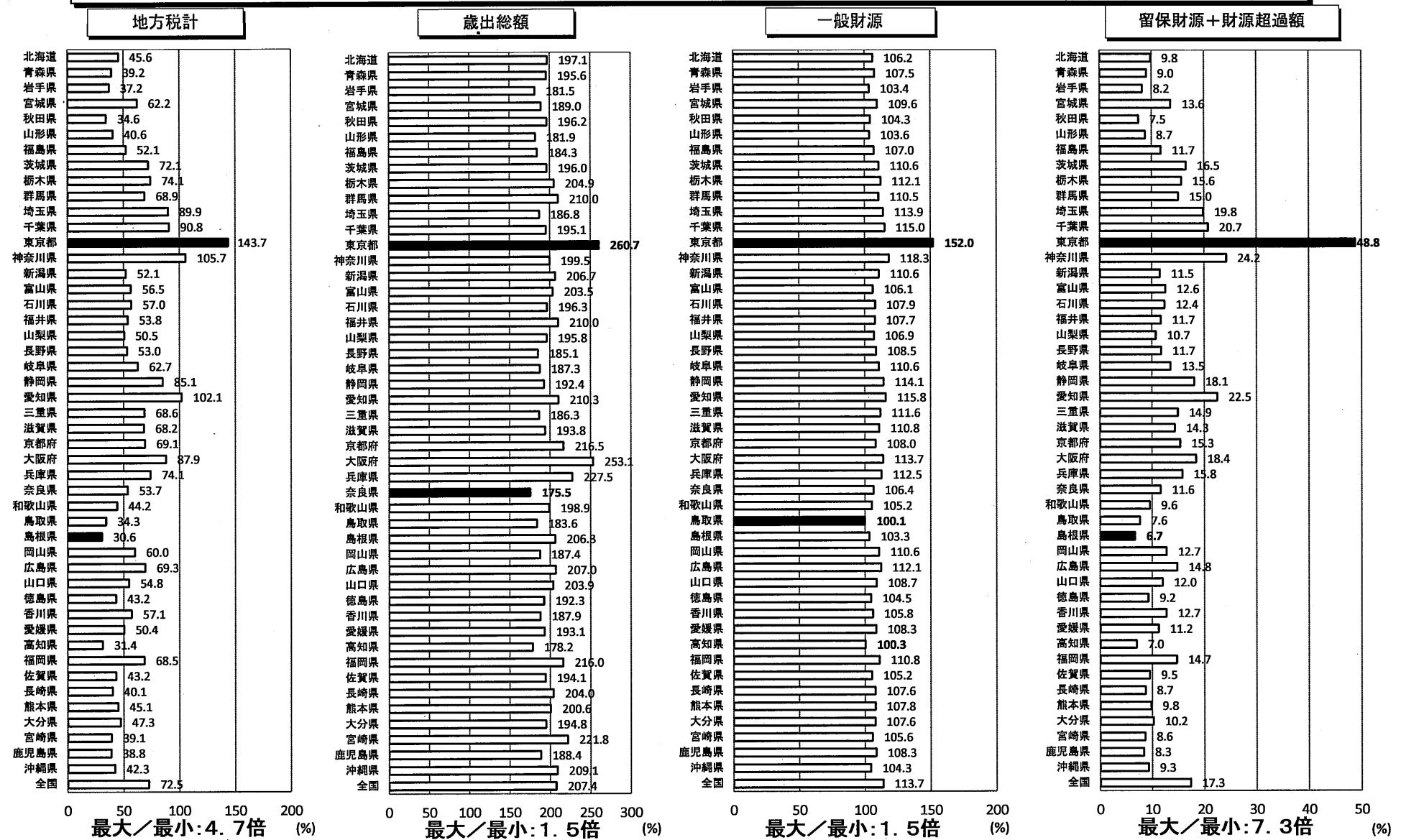
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり額の最大値を最小値で割った数値である

※人口は平成22年度末時点の住民基本台帳人口による

税収等(県・市町村分合計)の基準財政需要額に対する比率(平成22年度)



※いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額である

※「地方税計」、「歳出総額」及び「一般財源」は平成22年度決算額。「留保財源+財源超過額」は平成22年度普通交付税算定における標準税収入額の25%相当額に、財源超過団体について財源超過額を加算した数値である

※基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額は、平成22年度再算定後の数値による

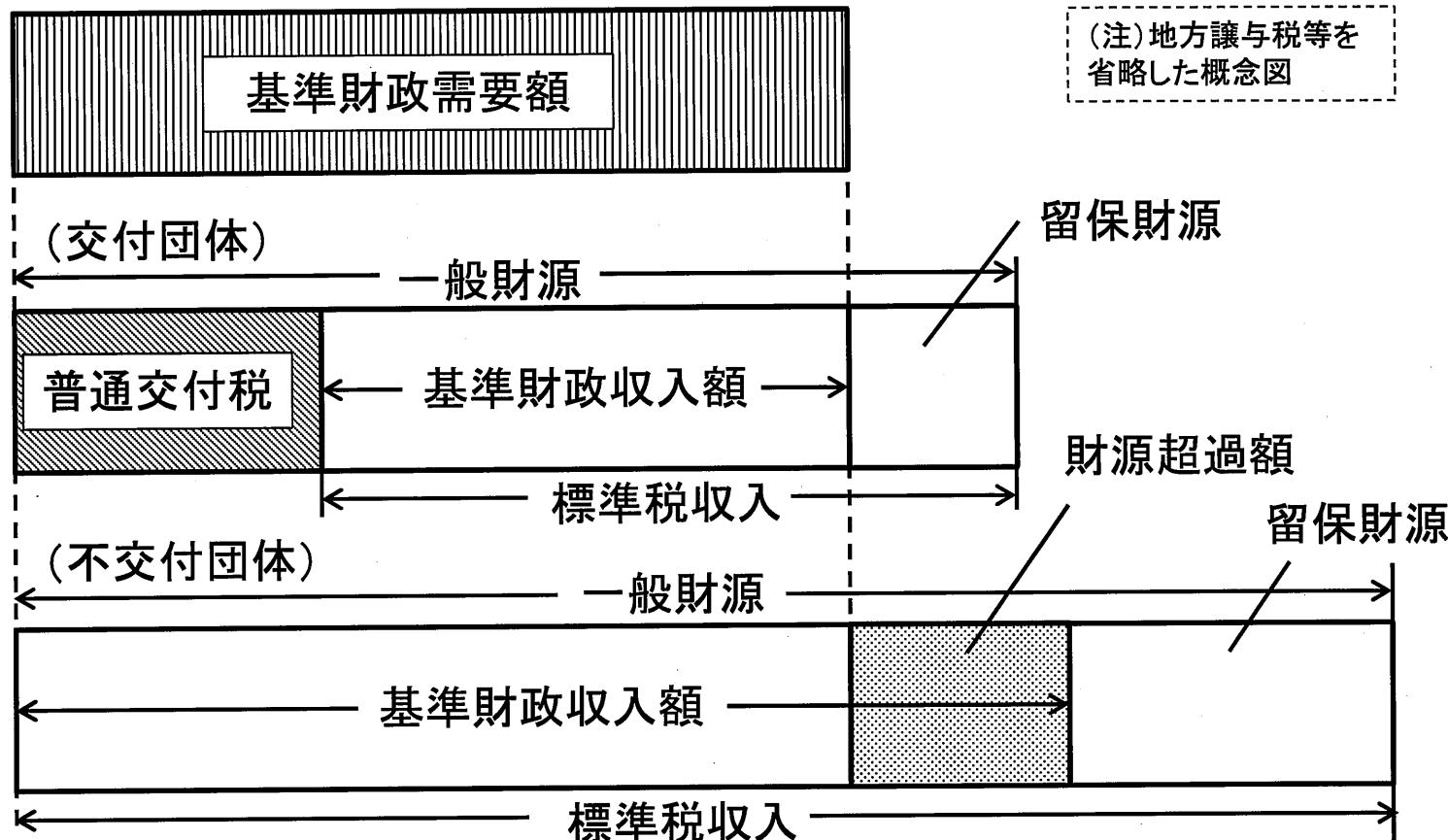
※「一般財源」は、地方税(超過課税を除く)、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額

※「地方税計」は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの基準財政需要額及び臨時財政対策債発行可能額に対する各数値の割合の最大値を最小値で割った数値である

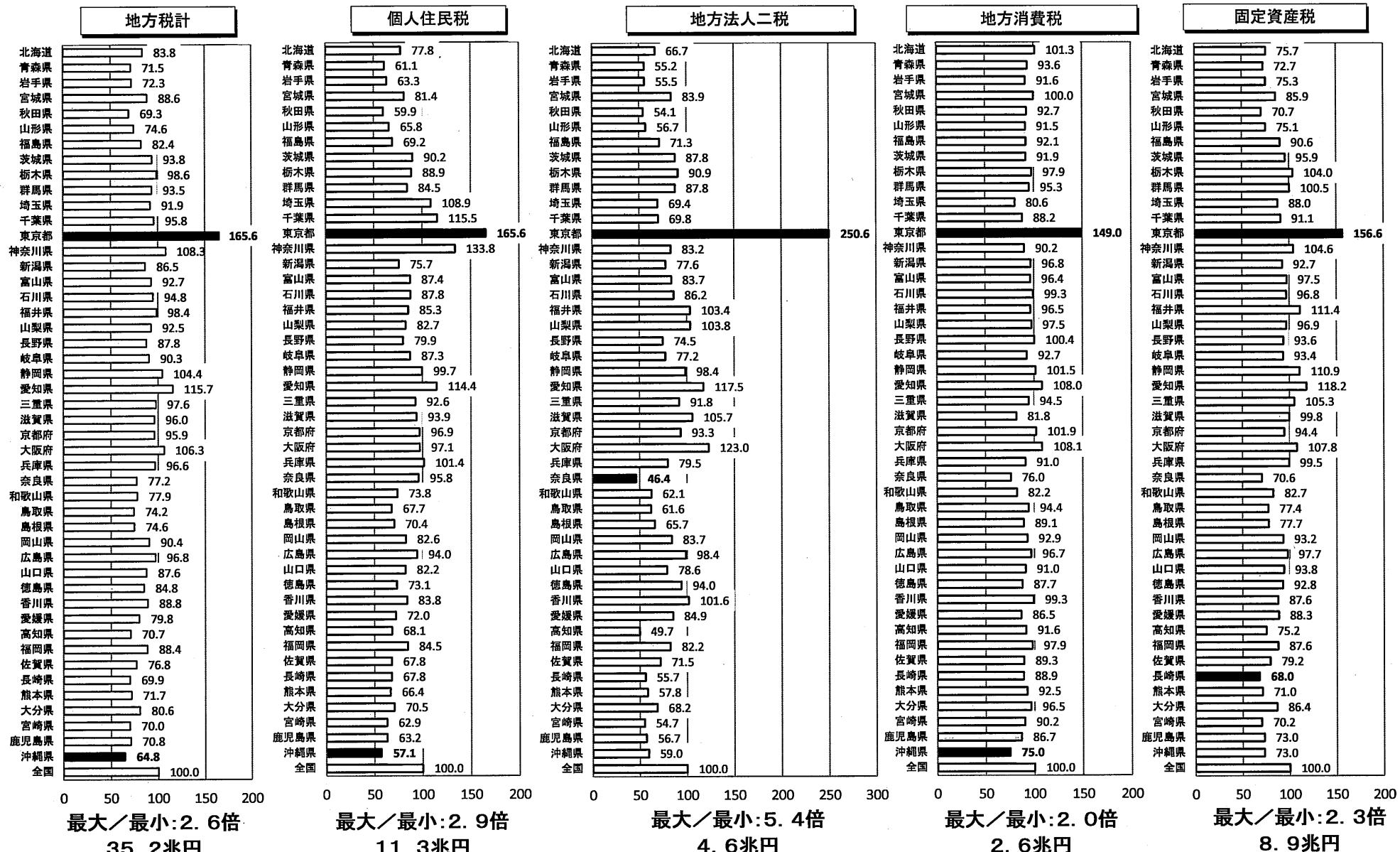
(説明)

- 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



- 「地方税計」には地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外税の額を除く
- 「歳出総額」は一般財源のほか国庫補助金、地方債等を財源とするものを含めた、地方団体が行政サービスの提供等に要したすべての経費（基準財政需要財政額より大きくなる）
- 「一般財源」は使途が特定されず、地方団体がどのような経費にも使用できる財源であり、地方税（超過課税を除く）、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の総額
- 人口1人当たりの税収額の指標は、各都道府県の地方税収額（市町村分を含む。以下同じ）を人口で除して「各都道府県の人口1人当たりの税収額」を、全国計の地方税収額を全国の人口で除して「全国の人口1人当たりの税収額」を算出し、前者を後者で除して100倍したもの

地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)



※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである

※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く

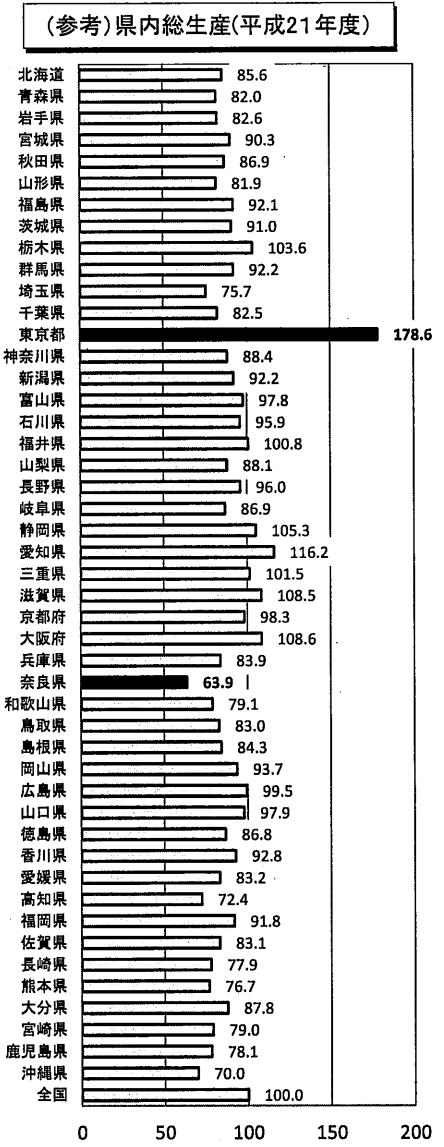
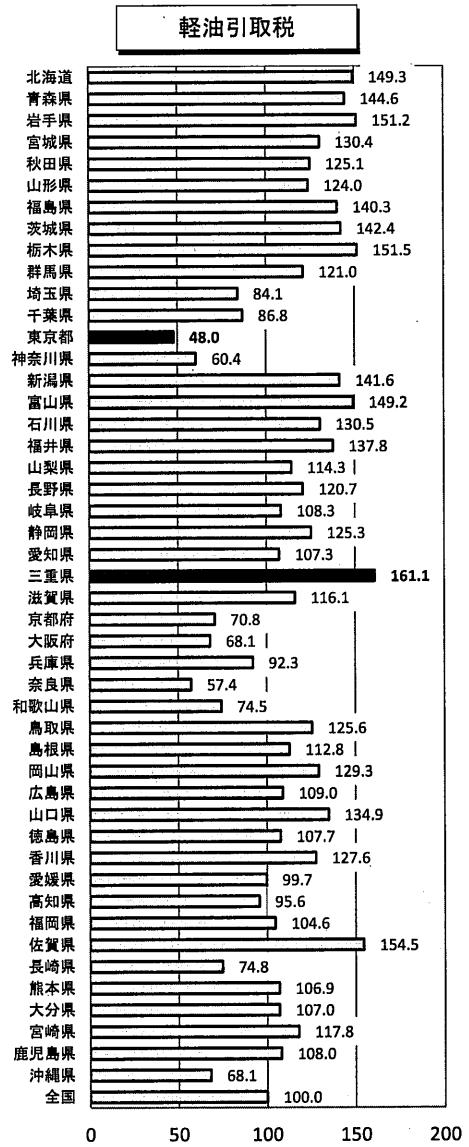
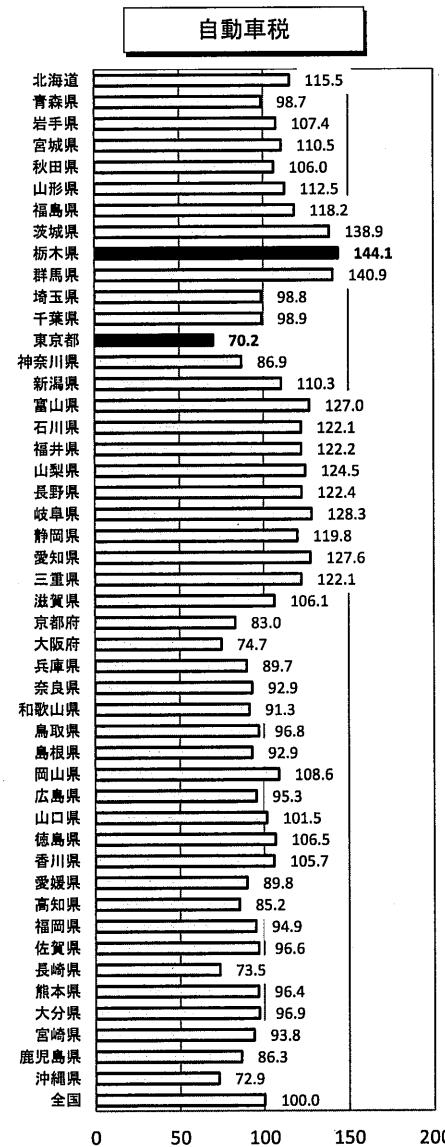
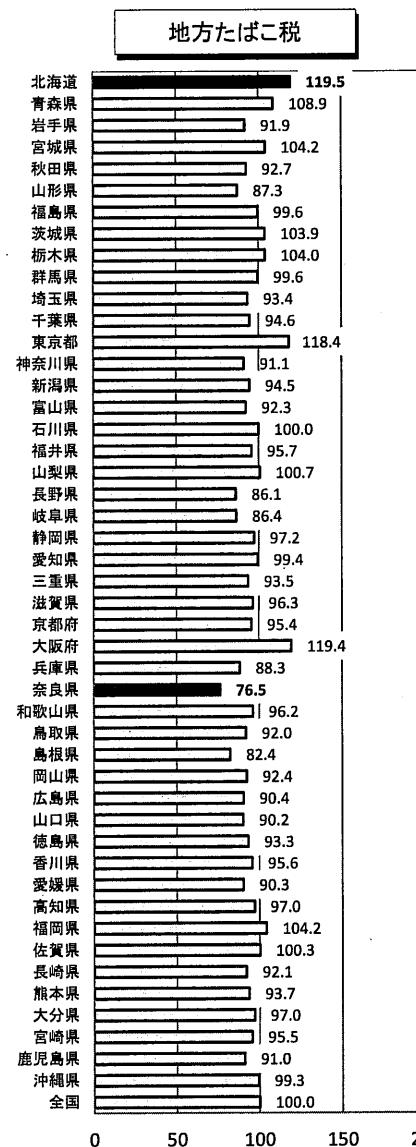
※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く

※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く

※ 「最大／最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である

※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度)



最大／最小: 1. 6倍

1. 0兆円

最大／最小: 2. 1倍

1. 6兆円

最大／最小: 3. 4倍

0. 9兆円

最大／最小: 2. 8倍

483. 2兆円

※ いづれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである

※ 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である

※ 自動車税の税収額は、超過課税分を除いた額である

※ 軽油引取税の税収額は、平成21年度改正前の目的税率を含む額である

※ 「最大／最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である

※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

※ (参考)は平成21年度の人口一人当たりの県内総生産額である